⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　北陸農政局における対象工事種別に係る平成27・28年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、電気通信工事の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　施工実績

①　平成13年度以降に元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。なお、「自ら製作」とは、その設備の主要装置・機器について設計、製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備全般のシステム設計を自社で行う一方、設備を構成する一部装置・機器について仕様を示して他社に外注する場合（委託生産、ＯＥＭ生産）も、自社製品として扱う。ただし、共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、「農業用用排水施設における監視制御設備工事」とし、規模は問わないものとする。なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

①　監理技術者にあっては、次のいずれかの資格を有すること。

ア　技術士（電気電子部門、総合技術監理部門（電気電子））

イ　請負代金の額が4,500万円以上の電気通信工事で２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

ウ　国土交通大臣特別認定者

②　主任技術者にあっては、次のいずれかの資格若しくは経験を有すること。

ア　技術士（電気電子部門、総合技術監理部門（電気電子））

イ　電気通信主任技術者（実務経験５年以上）

ウ　指定学科（電気工学、電気通信工学に関する学科）を卒業後、「①高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、②高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、③大学（旧制大学含む）３年以上」の電気通信工事の実務経験を有する者

エ　10年以上の電気通信工事の実務経験を有する者

③　平成13年度以降に「農業用用排水施設における監視制御設備工事」の施工経験を有する者であること。（工場製作、現場据付いずれかの施工経験のみでも可。）ただし、現場据付に係る施工経験で申請する場合にあっては、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合、現場施工期間の１／２以上又は１年以上の期間の経験を有していること。現場施工期間とは、契約工期のうち現場施工に着手するまでの準備期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気通信工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　現場据付にかかる技術者においては、平成28年12月１日以降に工事現場への配置が可能である者であること。

⑥　工場製作にかかる技術者においては、工場製作段階では選任を要するが専任の配置は要しない。なお、他工事に係る製作と一元的な管理体制での製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。また、製作を一元的な管理体制（ＩＳＯ9001認定取得業者）のもとで行う場合は、工場製作にかかる技術者には上記２の⑸の③の施工経験を問わない。

⑹　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサポート組織含む。）に設備、製品に対する保守サービス体制が整備され、「新潟県」を保守サポートの範囲としている支店・営業所等が確立していること。

⑺　入札説明書に示す技術提案の評価が不適切でないこと。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　ヒアリング内容

⑵　総合評価の方法

①　標準点を100点とし、施工体制評価点の最高点を30点、加算点（技術提案）の最高点を40点、加算点（ヒアリング内容）の最高点を10点とする。

②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　加算点の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案、ヒアリング内容）について評価した結果、得られた評価点数の合計値の最も高い者に50点、その他の者は評価点数の合計値に応じて按分して求められる点数を加算点として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。